

船舶事故等調査報告書

平成25年8月29日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013神第41号
事故等種類	衝突
発生日時	平成25年3月24日 04時57分ごろ
発生場所	高知県宿毛市沖ノ島南方沖 宿毛市所在の土佐沖ノ島灯台から真方位168°4.4海里付近 (概位 北緯32°37.9′ 東経132°34.0′)
事故等調査の経過	平成25年3月25日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 ^{ドン フォー} DONG THO、6,079トン 9161883（IMO番号）、DONG DO MARINE JOINT STOCK COMPANY B 漁船 ^{こうりょう} 幸漁丸、4.55トン K03-23231（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A（ベトナム共和国籍）、締約国資格受有者承認証 船長 (パナマ共和国発給) 航海士A（ベトナム共和国籍）、締約国資格受有者承認証 一等航海士（パナマ共和国発給） B 船長B、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	軽傷 1人（船長B）
損傷	A 右舷船首部に擦過傷 B 船首部に破口及び亀裂
事故等の経過	A船は、船長A及び航海士Aほか18人が乗り組み、航海士Aが当直に当たり、沖ノ島南方沖を大分県大分市大分港に向けて約10.8ノット(kn)の速力(対地速力、以下同じ。)で北西進中、B船は、船長Bが1人で乗り組み、宿毛市宿毛漁港南西方沖の漁場に向けて約10knの速力で南南西進中、平成25年3月24日04時57分ごろ、沖ノ島南方沖において、A船の右舷船首とB船の左舷船首が衝突した。 船長Bは、海上保安部に通報した後、自力で宿毛漁港に帰港した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 2、視界 良好 海象：下げ潮の初期
その他の事項	A船は、04時52分ごろ、航海士Aが、右舷船首方から左方に向けて航行する2隻の漁船を視認し、04時55分ごろ針路を約10°右に転じた。 航海士Aは、漁船がそのうちに避けて船首方僅か前を通り過ぎて行

	<p>くものと思った。</p> <p>航海士Aは、衝突後、B船に大きな損傷がないことを確かめ、航行を続けた。</p> <p>船長Bは、椅子に腰を掛け、手動操舵の舵輪を握り、舵輪前方のGPSプロッター及びその右舷側の操縦レバーを操作しながら、操舵に当たっていた。</p> <p>僚船は、宿毛漁港をほぼ同じ時刻に出港し、B船の左舷側約50mの所をほぼ同じ針路、速力で航行していた。</p> <p>船長Bは、衝突の約20秒前、突然、大きく右転して来た僚船の舷灯が緑灯から紅灯に変わったことを知り、何かと驚いた直後、A船と衝突した。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、沖ノ島南方沖を北西進中、航海士Aが、左方に向けて南南西進する2隻の漁船を認め、針路を右に変えたが、その後、漁船がいずれ避けるものと思い、針路及び速力を保持して航行したことから、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、沖ノ島南方沖を南南西進中、船長Bが周囲の見張りを行っていなかったことから、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、沖ノ島南方沖において、A船が北西進中、B船が南南西進中、航海士Aが針路及び速力を保持して航行し、また、船長Bが見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 右舷船首方に衝突の虞のある態勢で左方に横切る他船を認めた場合、十分に余裕のある時期に大角度の変針等により、他船を避けること。 ・ 僚船が付近をほぼ同じ針路、速力で航行している場合においても、周囲の見張りを適切に行うこと。